

政令第 号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第五条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童発達支援センター」の下に「又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業若しくは同条第十三項に規定する病児保育事業を行う施設（病児保育事業を行う施設にあつては、不特定の者の用に供されないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）」を加える。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

騒音防止工事の費用につき特定飛行場の設置者による補助の対象となる学校に類する施設として、家庭的保育事業等を行う施設を追加して定める必要があるからである。